

J Aニュー福祉定期貯金規定

(令和5年4月1日からの契約分より)

1. 預入資格

本定期貯金は、当組合において別紙の年金または手当等を受給中のお客様、または当組合で新たに開始されるお客様、もしくは別紙の年金または手当等の受取指定を当組合に変更されるお客様に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払は、別紙の年金または手当等の受取を指定している店舗のみのお取扱とします。

3. お預け入れ限度額

預け入れ資格のあるお客様お一人につき、300万円を限度とします。

4. お預け入れ貯金種類および貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金（以下「スーパー定期1年もの」とよびます。）を作成します。

定期貯金の名義は年金または手当等を受取りされているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

- (1) 「1」に掲げる年金または手当等を本定期貯金の預け入れ期間を通じて当組合で受け取る場合、預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準利率に0.05%を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預け入れ日から解約日の前日までの日数および次の預け入れ期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6か月未満……………解約日における普通貯金の利率

② 6か月以上1年未満……………「6（1）」の約定利率×50%

7. 書替後の本定期貯金の適用利率

本定期貯金を書替える場合、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

8. 預け入れ期間中に当組合で年金または手当等の受取りがされない場合の取扱い

- (1) 証書記載の利率にかかわらず、預け入れ日当日のスーパー定期1年ものの該当貯金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書記載の利率にかかわらず、預け入れ日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

9. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

別 紙

年 金	昭和61年4月1日以降に受給権を取得した方		
	ご利用いただける方		
	国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	窓口へご提示いただく証書等 国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
	昭和61年3月31日以前に受給権を取得した方		
	ご利用いただける方		
	(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書
	(旧)厚生年金	老齢特別給付金受給者	国民年金証書
	(旧)厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特別遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書
	共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書

各 種 手 当	ご利用いただける方		
	窓口へご提示いただく証書等		
	児童扶養手当受給者		児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者		特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 健康手当受給者		医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 健康手当証書

- 福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は、福祉事務所に申請をすれば交付が受けられます。
- 年金証書等を市町村役場に提出中の場合は、年金証書等の保管証等のご提示でもお取扱いいたします。この場合には、年金証書等がお手元に返還され次第、ただちにその年金証書等をJAニュー福祉定期貯金証書と一緒に、お取扱い店舗の窓口へご提示下さい。年金証書等のご提示がない場合には、このJAニュー福祉定期貯金の利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。